

公 安 委 員 会 定 例 会 議 の 概 要

開催月日：令和7年7月11日（金）

出席者

○公安委員会

久家委員長、渡邊委員、平川委員

○県警察

警察本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、
首席監察官、警察学校長、警務部総括参事官、総務課長、監察課長、地域課長、捜査第二課長、
交通企画課長、交通指導課長、警備運用課長、運転免許課聴聞官、公安委員会補佐室長

大分県公安委員会定例会議における協議事項、大分県警察からの報告事項等は次のとおりであり、それぞれの事項について審議を行いました。

協 議 事 項

○ 公安委員会に対する苦情の申出について

警察本部から、公安委員会宛てに送付された苦情の申出についての説明がなされ、その内容を確認の上、受理するとともに、警察本部に調査を指示した。

○ 警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について

警察本部から、大分市大字千歳等の各区画の一部が新たな町の区域として画されることに伴い、「警察署の名称、位置及び管轄区域条例」及び「交番等の設置に関する規則」を改正することについて説明がなされ、協議の結果、原案のとおり同条例及び同規則を改正することを決定した。

○ 公安委員会に対する苦情の申出に関する調査結果について（4件）

警察本部から、公安委員会に対する苦情の申出について、当該調査結果の説明がなされ、協議の結果、申出人に対する回答を決定した。

○ 運転免許の行政処分について

警察本部から、運転免許の取消しに係る意見聴取事案等に関し、各事案概要、処分内容、被処分者の意見・弁明等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり取消処分等を決定した。

○ 警察職員の援助要求に基づく派遣について

警察本部から、警察法第60条第1項の規定に基づく援助の要求を受け、警察職員を派遣することに関し、援助要求公安委員会、援助理由、期間及び人員、任務内容等についての説明がなされ、協議の結果、同要求に対して警察職員を派遣することを決定した。

報 告 事 項

○ 令和7年度九州管区内警察柔道・剣道大会の結果及び逮捕術大会の出場について

警察本部から、令和7年7月1日及び2日に開催された令和7年度九州管区内警察柔道・剣道大会に関し、団体及び個人戦の出場結果について、あわせて同月17日開催予定の同警察逮捕術大会に関し、日時場所、試合方法等について、報告がなされた。

○ **監察事項について**

警察本部から、監察事項について、報告がなされた。

○ **公益通報について**

警察本部から、公益通報について、報告がなされた。

○ **令和7年上半期における犯罪情勢について**

警察本部から、令和7年上半期の犯罪情勢に関し、刑法犯認知件数、罪種別・手口別認知状況、今後の取組について、報告がなされた。

公安委員から「刑法犯認知件数の多くを占める自転車盗が、認知件数や検挙率に大きな影響を及ぼしている。より一層の自転車盗対策が必要と考える」旨の発言がなされ、警察本部から「自転車の無施錠が犯罪を生むこと、そして、鍵かけは『秒』でできる防犯対策であることなどを各種機会を通じ、工夫を凝らし広報啓発してまいりたい」旨の説明がなされた。

○ **令和7年上半期における特殊詐欺等被害及び検挙状況について**

警察本部から、令和7年上半期の特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害及び検挙状況に関し、被害件数、被害額、被害の特徴、検挙事例、今後の取組について、報告がなされた。

公安委員から「SNS型投資・ロマンス詐欺について、被害の多くを占める50歳代等働き盛りの世代への広報啓発が必要と考える」旨の発言がなされ、警察本部から「引き続き、あらゆる職域を対象とした広報啓発に努めてまいりたい」旨の説明がなされた。

○ **ストーカー行為者等に対する対応状況・行政措置について**

警察本部から、令和7年4月から6月の間におけるストーカー・DV事案対応状況及びストーカー規制法に基づく文書警告等の実施状況に関し、対応件数、事件検挙件数、文書警告及び禁止命令の概要等について、報告がなされた。

○ **行政不服審査法に基づく審査請求の取下げについて**

警察本部から、行政不服審査法に基づく審査請求に関し、審査請求人が当該審査請求を取り下げ、本件審査請求の手続を終了したことについて、報告がなされた。

○ **令和7年上半期の交通事故発生状況等について**

警察本部から、令和7年上半期の交通事故発生状況及び交通死亡事故の特徴、下半期における交通死亡・重傷事故抑止に向けた取組について、報告がなされた。

公安委員から「説明を受けたツーリングバイク対策や薄暮時対策などの下半期に向けた死亡・重傷事故抑止対策にしっかりと取り組んでいただきたい」旨の発言がなされた。

○ **「おんせん県おおいた湯～チャリトレーニング」の運用開始について**

警察本部から、「おんせん県おおいた湯～チャリトレーニング」の運用開始に関し、概要、掲載コンテンツ、教育庁等との連携等について、報告がなされた。

公安委員から「運転免許の取得が難しい知的ハンディキャップを有する障がいのある方は、自転車を交通手段とすることが多い。そのような障がいのある方でも利用しやすいコンテンツにできないか」旨の発言がなされ、警察本部から「障害のある方の置かれている状況を確認するなどにより、取り入れることができる事項等について検討してまいりたい」旨の説明がなされた。

○ 参議院議員通常選挙応援演説に伴う要人警護について

公安委員から「参議院議員通常選挙の投票日が7月20日に迫る中、応援演説のため多くの要人が来県する。その身辺警護等に万全を期していただきたい」旨の発言がなされ、警察本部から「警察庁及び主催者等と連携するとともに、県警察が一丸となって警護体制を強化し、警護対象者及び聴衆の安全確保に取り組んでまいりたい」旨の説明がなされた。